

橋本市規則第 52 号

橋本市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 12 月 15 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

橋本市職員地域手当支給規則(平成18年橋本市規則第197号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第2条の2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額(条例第24条に規定する休職者については、給料及び扶養手当の月額の合計額)に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>2 略</p>	<p>第2条の2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額(条例第24条に規定する休職者については、給料及び扶養手当の月額の合計額)に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 5級地 <u>100分の5</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。